

派遣法（法第 2 3 条 5 項）に基づく情報提供

株式会社ファスト

- 対象期間 2025 年 4 月～2026 年 3 月
- 派遣労働者数（2026 年 3 月 31 日時点） 25 名
- 派遣先事業所数 10 件
- 労働者派遣料金（1 日当たりの平均額）37,216 円
- 派遣労働者賃金（1 日当たりの平均額）22,656 円
- マージン率の平均 39.2%

●マージン率に含まれる費用

社会保険料 健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険の事業主負担分
教育関連 教育研修費、目標管理面談実施費用
福利厚生、有給休暇取得時の賃金、退職給付引当金、その他経費、営業利益

●法第 30 条の 4 第 1 項 労使協定を締結しているか否かの別等

待遇決定方式：労使協定方式

有効期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

労使協定の対象となる：派遣労働者の範囲：派遣先で業務に従事する従業員

●キャリア形成・教育訓練に関する事項

訓練の内容	実施人数	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
職能別訓練		OJT	ファスト	無償	有給
開発事例 (SAP・金融・ロジカルシンキング・Power Automate)	30				
勉強するメリット	30				
階層別訓練					
管理者研修	4				
その他教育訓練					
ビジネススキル研修	26				